

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	一般社団法人兵庫県パワーリフティング協会	
設立登記日(注)	令和4年4月11日	
法人の目的	この法人は、パワーリフティング及びウエイトトレーニングの正しい普及発展を図り、県民の体力向上及び、社会・文化の発展に寄与することを目的とする。	
主たる事務所の所在場所	兵庫県	赤穂市加里屋98番地16
社員の資格の得喪の条件	<p>(法人の構成員)</p> <p>第5条第1項 当法人の目的に賛同し入社した者を社員とする。</p> <p>(入会)</p> <p>第5条第2項 社員となるには、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。</p> <p>(任意退会)</p> <p>第6条 社員は、別に定めるところにより届出をすることにより、いつでも退社することができる。</p> <p>(除名)</p> <p>第7条 社員が次のいずれかに該当した時は、第16条第2項に定める社員総会の決議(以下、「特別決議」)によって、当該社員を除名することができる。</p> <p>(1) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p>(2) 本定款その他の規則に違反したとき。</p> <p>(3) (1)(2)以外の除名すべき正当な事由があるとき。</p> <p>2 前項の規定により会員を除名するときは、当該会員に当該社員総会の1週間前までにその旨を通知するとともに、除名に係る決議の前に社員総会において弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(社員資格の喪失)</p> <p>第8条 社員は、次のいずれかに該当した時は、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 退社したとき</p> <p>(2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。</p> <p>(3) 除名されたとき</p> <p>(4) 総社員の同意があったとき</p>	
社員の数	7	人

2. 事業活動等について

(1) 収支相償の状況

収支状況	収入の額	費用の額
	6,275,460 円	4,060,290 円
収入>費用の場合の対応	令和5年度以降の運営資金として積立を検討する。	

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率 (①欄の額÷①欄～③欄の合計額)	98.6 %
① 公益実施費用額	4,004,570 円
② 収益等実施費用額	0 円

③	管理運営費用額	55,720 円
---	---------	----------

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	2,784,459 円	うち個人から	637,619 円	任意団体清算
		うち法人から	2,146,840 円	

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	1 円
-------------	-----

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	2,215,170 円	負債額	0 円
		正味財産額	2,215,170 円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	0 円
(うち、退職手当の額)	0 円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無
--------------------	---